

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による
出席停止と届出書の提出について

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のため、必ず医師の指示に従い休養してください。この期間については、出席停止となります。

なお、従来は医師の証明をお願いしておりましたが、今後は登園できるようになりましたら保護者の方が下記の用紙を記入し提出してください。

インフルエンザの出席停止期間及び登校可能日について

発症した日を0日とし5日を経過し、かつ解熱した日を0日とし3日を経過するまで。
そのため、最短でも5日間は登園できません。

インフルエンザ登園停止期間早見表

※登園停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	(発症した後5日を経過)			
ここに日付を記入してみてください	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	6日目 月 日	7日目 月 日	8日目 月 日	9日目 月 日
発症後1日目に解熱した場合 →発症後6日から登園可能		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園可能			
発症後2日目に解熱した場合 →発症後6日から登園可能			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能			
発症後3日目に解熱した場合 →発症後7日から登園可能				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
発症後4日目に解熱した場合 →発症後8日から登園可能					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能	
発症後5日目に解熱した場合 →発症後9日から登園可能						解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能

※「発症日」は発熱の始まった日と考えます。
※「解熱した後3日」は、熱の下がった日の次の日が1日目になります。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間及び登校可能日について

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
そのため、最短でも5日間は登園できません。

感染症届出書
(インフルエンザ・新型コロナ感染症)

有緝こども園 様

組 氏名

【医師の指示による療養期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

【受診した医療機関名】 _____

令和 年 月 日

保護者名